

主な改定内容と柱建ての考え方について

主な改定内容

《計画全体の構成等》

【現行計画から変更する事項】

- 地域福祉の推進は、「地域住民が主体」であることを明記する。
- 基本目標「誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会の実現～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～」は、社会福祉法及び都道府県計画策定ガイドライン等で用いられる「地域共生社会」の文言に合わせ、「(略)～誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり～」とする。
- 計画に盛り込む事項に沿って、中柱と小柱(支援策)を再構成する。
- 今後取り組むべき「重点事項」は章立てせず、中柱すべてを重点施策とする。
→全施策が重要なものであり、全施策を総合的に推進する必要があるため。

【現行計画から踏襲する事項】

- 3つの大柱「ひとづくり」、「地域(まち)づくり」、「しくみづくり」は踏襲する。
- 福祉分野の他の個別計画と連動し、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する計画として、高齢、障がい、子ども等の分野との調和を図った計画とする。
- 制度の狭間で他計画からこぼれてしまう課題やその対応策について記載する。
- 高齢、障がい、子ども等の各分野独自の施策や取組の記載については、各計画に委ねることとする。
- 市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援するための計画とする。

《施策体系における個別課題》

- 地域福祉を推進する人材の育成
 - ・各市町村で実情に応じた地域福祉人材の育成が進められているところであるが、市町村による包括的支援体制の構築をより進めるための人材等、県として必要な人材育成について整理し、進めていく必要がある。
 - ・今後も大幅な福祉介護人材不足が予想されるなど、福祉サービスの質を確保するために、福祉介護人材の質的・量的確保及び定着を図る。
- 災害時における地域支援体制の促進については、大規模災害時に備えた民間関係団体とのネットワーク構築や活動の具体化等、県の施策や事業を反映していく。
- (重層的支援体制整備事業を含め)包括的支援体制の構築に対する県の支援と制度の狭間の課題への対応について記載する。
- 虐待の防止、成年後見の利用促進などの権利擁護関係やその人らしく生きるための支援策や取組等について、記載する必要がある。

柱建ての考え方

- 原則、個別の具体的な施策については個別計画で示す。
- 大柱・中柱・小柱(支援策)の枠組みの具体性のレベルを合わせる。
- 中柱・小柱は、対象広い→狭い、基本的事項→専門的事項、人材育成:確保→育成→定着といった順で並べる。
- 柱建てのバランスを整える。

☆次期計画の柱建て(中柱)(案)

現行計画			次期計画		
大柱	中柱		大柱	中柱	小柱(支援策)について
1 ひとづくり	(1)	「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	1 ひとづくり	(1)	「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成 ・福祉の心の育み ・教育の推進 ・「当事者目線の障がい福祉」は、第1,2章及び施策3-(2)で触れる。
	(2)	地域福祉の担い手の育成		(2)	地域福祉の担い手の育成 ・支え合いを促進する人材の養成 ・地域福祉の中核を担う人材の養成と定着 ・行政、社協等の職員のスキルアップ
	(3)	福祉介護人材の確保・定着対策の推進		(3)	福祉介護人材の確保・定着対策の推進 ・確保 ・スキルアップ ・定着(離職防止)
2 地域(まち)づくり	(1)	地域における支え合いの推進	2 地域(まち)づくり	(1)	地域における支え合いの推進 ・地域住民等の活動による支え合いのまちづくり ・民間事業者やNPO等との協働、連携 ・外国籍県民の暮らしやすさの支援
	(2)	バリアフリーの街づくりの推進		(2)	バリアフリーの街づくりの推進 ・バリアフリーの街づくり ・情報アクセシビリティの向上
	(3)	災害時における地域支援体制の促進		(3)	災害時における地域支援体制の促進 ・災害時における福祉的支援の充実
3 しくみづくり	(1)	福祉に関する生活上の課題への対応	3 しくみづくり	(1)	一人ひとりの状況に応じた適切な支援へのつなぎ ・市町村における包括的支援体制の整備への支援 ・制度の狭間における課題への対応 ・当事者活動への支援
	(2)	高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組の充実	3 しくみづくり	(2)	尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組の充実 ・虐待防止、権利擁護(当事者目線の障がい福祉にも触れる) ・未病改善、健康増進 ・地域で暮らすことができる場所の確保(現計画の3-(1)から移動)
	(3)	生活困窮者等の自立支援	3 しくみづくり	(3)	生活困窮者等の自立支援 ・自立支援(対策推進本部設置など、強化した(する)取組等も記載) ・子どもの貧困対策 ・矯正施設退所予定者等の社会復帰支援